

大分市議会費用弁償見直しについての党市議団の見解

大分市議会では議会出席時、1日7千円の費用弁償が支払われてきました。費用弁償は、地方自治法では、「職務を行うために要した経費」と規定されています。その見直しを進めるための議論の経過やこれまでの見解などについて市議団ニュースやホームページなどでこれまで市民のみなさんにお伝えしてまいりました。

また、05年6月議会に費用弁償廃止を求める議案を提出し44対4で否決されてから党市議団は費用弁償の受け取りを辞退してまいりました。

すでにテレビや新聞などで報道されましたが、11月10日、地方分権等調査特別委員会は、賛成多数で「1日7千円を1日3千円にする」という結論を出しました。

私たち党市議団は、「費用弁償はあくまでも職務を行うために要した経費として考えるべき。職務をおこなうために要する経費はどう考えても交通費しかないはず。費用弁償を支給するなら交通費実費支給が適切。一律3千円の根拠は明らかでないし、市民に説明のつかない決着の仕方ではないか」と主張し、1日3千円一律支給には同意しませんでした。(日本共産党以外の委員は全員賛成)

今後12月議会ですら正式に議論・決定される予定です。私たち市議団は、議案提案権を使い、「費用弁償は交通費実費支給」の議案もしくは、修正案を提出する予定です。

市民のみなさんの納めた貴重な税金の使い道は慎重でなければなりません。今後も費用弁償を含め税金の使い道などについて市民のみなさんに広く知っていただく活動を強め、世論の力で「費用弁償を支給するなら交通費実費支給」を求めてまいります。今後ともご支援ご協力をお願いします。また、ご意見などもお寄せいただければ幸いです。